

重要事項説明書(短期入所生活介護はなみずき)

当事業者が提供する指定短期入所生活介護の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

開設者の名称	社会医療法人 青虎会
主たる事務所の所在地	静岡県御殿場市川島田字中原1067番地1
電話番号	0550-89-7872
法人の種別及び名称	社会医療法人 青虎会
代表者の職及び氏名	理事長 土田 隼太郎
施設の名称	ショートステイ はなみずき
施設の所在地	山梨県都留市四日市場字瀬中188
介護保険事業所番号	1911110474
指定年月日	平成16年 11月 1日
交通の便	富士急行線 赤坂駅より徒歩約10分
通常の送迎の実施地域	都留市 大月市 西桂町

2 施設の職員の概要

職 種	員 数
管 理 者 (医師)	1 人
看 護 師	1人
介 護 員	8人以上
生活相談員	1 人
管理栄養士	1 人
事 務 員	適当数

3 施設の設備概要

定 員	2 4 人
居 室	個 室 1室 (1室12.75㎡)
	2人室 7 室 (1室23.48㎡)
	3人室 3室 (1室35.40㎡)
介護材料室	6.62㎡
医 務 室	7.13㎡
面 談 室	7.13㎡
食堂・機能訓練室	99.88㎡

4 短期入所生活介護サービスの運営の方針

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

5 利用料金

(1) 当事業者の指定短期入所生活介護の提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、次のとおりです。

基本料金

項 目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1割	1割	1割	1割	1割
施設サービス費 多床室（1日）	603円	672円	745円	815円	884円
施設サービス費 個室（1日）	603円	672円	745円	815円	884円
送迎加算	1割：184円/片道 368円/往復				
サービス体制強化 加算	1割：（Ⅰ）22円 （Ⅱ）18円 （Ⅲ）12円				
療養食加算（対 象者のみ）	1割：8円/回				
介護職員等処遇 改善加算Ⅲ	1ヶ月総単位数の11.3%				
在宅中重度者受 入加算	1割：425円/日				
機能訓練体制加 算	1割：12円/日				

（2）その他の費用

部屋・食事の提供に要する費用、理美容代、その他あなたの選択により日常生活において必要とされる費用はあなたの負担となります。

項 目	利 用 料 金
滞 在 費	多床室 920円/日 個室 1,300円/日
	※所得の低い方は補足給付が受けられますので、市町村窓口へご相談ください。
食 費	朝：450円 昼：680円 夕：670円
	※所得の低い方は補足給付が受けられますので、市町村窓口へご相談ください。
理美容代	2,000円/1回
行事参加費	実費（参加した場合に限る。）
通常の送迎の実 施地域外に居住 の方の送迎費	通常の送迎の実施地域外に居住されている方については、以下により算定いたします。距離の算出については最短距離を標準とし、実施地域外1km増すごとに30円加算し、端数は切り上げるものとします。

（3）料金の支払い方法

あなたが当施設に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月10日までに、前月分の利用料を請求しますので、毎月末までにお支払いください。支払いは初回に限り窓口までお越しください。引き落としのご希望があればその際に手続きできます。

（4）その他

あなたの被保険者証に支払い方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払って頂きます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この説明書を後日、自らが在住する市町村の窓口に提出して差額（介護保険適用部分の8割又は、9割）の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

（1）利用開始

担当職員が当事業者の指定短期入所生活介護の内容等についてご説明します。

この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業所従業者が短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

ア あなたの都合でサービスを終了する場合

サービスの終了希望する日の7日前までに文書で申し出て下さい。

イ 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合があります。この場合は、サービス終了の14日までに、文章にてあなたに通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・あなたが他の医療機関又は介護保険施設に入院又は入所した場合
- ・あなたの要介護度が非該当又は自立と認定された場合
- ・あなたが亡くなった場合

エ その他

- ・当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当施設が閉鎖した場合、あなたは文書で通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。
- ・あなたがサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いの催促を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当施設に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させて頂く場合があります。

7 サービス利用に当たっての留意事項

面会	8時から20時とさせていただきます。
飲酒	施設内ではご遠慮ください
喫煙	施設内ではご遠慮ください
金銭管理	現金の持ち込みはご遠慮下さい
所持品の持込	普段ご利用されているものを持ち込まれる等、所持品には全て名前を書いてください。

8 サービスの内容

この施設が提供する居宅サービスは、次のとおりとします。

一 介護

- (1) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- (2) この施設は、1週間に2回以上適切な方法により、利用者に入浴していただきます。また、体調不良等の理由から入浴できない利用者については、清拭いたします。
- (3) この施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- (4) この施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを、適切に取り替えます。ほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。
- (5) この施設は、常時1人以上の介護職員が介護業務に従事します。
- (6) この施設は、利用者の負担による当該事業所の職員以外の者による介護は行いません。

二 食事の提供

- (1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した物にするとともに、適切な時間に提供いたします。
- (2) 利用者の食事は、その方の自立の支援に配慮し、可能な限り離床していただき食堂で提供いたします。

9 緊急時等の対応

事業者は、指定短期入所生活介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他の必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

10 非常災害対策

消 防 用 設 備	自動火災報知機	非常放送設備
	誘導等及び誘導標式	粉末消火設備及び消火器
消 防 計 画	消防署への届出	16年 10月 7日 管理者 羽田 翔
	避難訓練・通報訓練	年2回 消火訓練 年1回

11 苦情処理

あなたは、当施設の介護保険居宅サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。あなたは、当施設に苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けることはありません。この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

市 町 村	都留市	担当窓口 いきいきプラザ健康推進課介護保険担当
		電話番号 0554-46-5113
	大月市	担当窓口 大月市社会福祉協議会
		電話番号 0554-23-2001
		担当窓口
国民健康保険団体連合会		電話番号
		担当窓口 介護保険課
		電話番号 055-233-9201 (毎週水曜日 午前9時～午後4時)

1 2 身体拘束等

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内に行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (1) 緊急性→直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性→身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性→利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- (4) 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていきます。
- (5) 身体拘束等適正化のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、身体拘束等適正化のための定期的な研修を実施しています。

1 3 虐待防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	小林 勝美
-------------	-------

- (2) 虐待所止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていきます。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

1 4 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、下記に掲げる措置を講じます。
 1. 感染対策を検討する委員会を6月に一回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていきます。
 2. 感染対策の指針を整備しています。
 3. 従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施しています。

1 5 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。